

令和7年度

『いじめ対策基本方針』

大阪市立大桐中学校

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと「人にやさしい生徒」育成のために『大桐中学校いじめ対策基本方針』を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す。

3. いじめの未然防止についての取り組み

〔基本姿勢〕

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

（1）授業改善について

- * 大桐中学校グランドデザインのもと、「協同学習」を各学年で実践する。
- * 協同学習についての研究授業および研究協議を年間1回実施する。
- * 若手教員の授業力の向上を目指して、研究授業及び研究協議を行う。
- * OJT 事業と連携し、2年次の教員年間2回の研究授業を行う。

（2）自己有用感を高めるために

- * 「Team The Daido」のスローガンのもと、生徒・教職員・保護者・地域のつながりを大切にし、集団づくりを進める。
- * 体育大会において、各学年、学年演技実行委員(生徒)を中心に自主的に取り組む。

（3）いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- * 「いのち」や「思いやりの心」を大切にし、いじめを許さない取り組みを各学年で進める。
- * 4月15日に「いのちの日」の集会を行い、全生徒・教職員と「いのち」や「思いやりの心」の大切さを再認識させる。また、普段の学校生活・授業において、心を育てる指導を常に心がけ実践する。
- * 「いのちの学習」を通して性教育を体系的に行う。

4. いじめの早期発見についての取り組み

〔基本姿勢〕

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることはなく、積極的に認知する。

- * いじめアンケートを、学期に1回実施するなど、いじめ・不登校の課題克服のため、生徒理解を基底とした生活指導を実践する。
- * 教育相談週間を年に2回実施し、生徒に寄り添った指導を実践する。
- * スクールカウンセラーと連携し、心のケア体制を整備し、相談活動を充実させる。
- * 養護教諭と連携し、健康相談活動を充実させる。
- * 支援教育において、年3回の小中連携及び年1回以上の医療機関や作業療法士との連携を図る。

5. いじめの早期解決についての取り組み

〔基本姿勢〕

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- * 毎月の職員会議で生活指導・不登校・特別支援について情報交換を行い、情報の共有化を行う。
- * 加害生徒の指導においては「いじめ不登校対策委員会」で指導方針を決定し、組織的に指導を行う。
- * こども相談センター・区役所子育て相談室と連携し、ケース会議を定期的に行う。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

【いじめ不登校対策委員会】

〈構成〉 ◎校長・教頭・生徒指導主事・生活指導部長・学年生指担当・養護教諭
スクールカウンセラー

※事案に応じて、担任あるいは部活動顧問等を加える。

- 〈役割〉
- * 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - * いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
 - * いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援方針の決定、保護者との連携を行う。

【年間計画】

〈調査等〉 * 生徒対象教育相談アンケート調査 年3回(5月・10月・1月)
* 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査
年2回(5月・10月)

〈研修会〉 * 【教職員人権研修会(11月)】
* 生活指導研修会(8月)

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- * 家庭とのパートナーシップの推進ならびに大中ナビの作成を行う。
- * PTA 実行委員会を年10回実施し情報交換を行い、保護者との連携を図る。

7. 重大事案への対処

- ①「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

いじめ発見の際の流れ

